

## 全国デイ・ケア協会 認定管理者要綱細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、全国デイ・ケア協会（以下当協会）が認定する管理者の要綱を実施するために必要な研修の細目ならびに認定の申請、更新等に関し、必要な事項を定める。

### (認定管理者の研修要件)

第2条 認定管理者要綱 第4条の内容等は次に掲げるとおりとする。

2 認定管理者研修会（スキルアップセミナー）

- (1) 通所系サービスの歴史と展望
- (2) 地域リハ活動における通所系サービスの役割
- (3) 地域包括ケアシステムにおける通所系サービスへの期待
- (4) 認知症に対するアプローチ
- (5) 時事トピックス

3 生活行為向上リハビリテーションもしくは通所リハビリテーション計画の作成に関する研修会

- (1) 通所系サービスの諸活動とその視点
- (2) 運動機能改善に関する取り組み

4 重度者への対応に関する研修会

- (1) 口腔機能・摂食嚥下リハビリテーション（誤嚥性肺炎予防を含む）
- (2) 通所系サービスにおける医療の視点

5 事業所の経営・運営に関する研修会

- (1) リスクマネジメント
- (2) 経営・運営（人材育成）におけるマネジメント

6 合計 13.5 時間の履修時間とする。

### (研修会のポイント)

第3条 認定管理者要綱 第5条の研究大会及び各研修会のポイントは、別紙に掲げるとおりとする。

- 2 研究大会や研修会等における参加ポイントの有効期間は、認定申請日または更新申請日より遡って5年間とする。

### (認定申請の手続き)

第4条 認定管理者要綱 第5条を満たした者は、次に掲げる様式を事務局へ提出する。

- 2 全国デイ・ケア協会認定管理者 申請書 (様式1)
- 3 就業証明書 (様式2)
- 4 認定管理者研修会修了証 (コピー可)
- 5 ポイント取得を証明する書類 (研究大会、研修会の領収証また参加証、講師依頼書等)

### (認定の更新)

第5条 認定された者は、認定管理者要綱 第7条に定める認定有効期間の満了日までに、次に掲げる要件を満たし、認定の更新申請および認定を受けることにより、認定有効期間の満了日以降、継続して5年間認定有効期間が更新される。

- 2 認定有効期間に継続して会員 (個人会員も含む) または会員が属する法人に勤務していること。
- 3 新たに認定管理者研修会を履修していること。
- 4 研究大会や研修会等に参加し10ポイント以上取得していること。  
(2) 研修会等のポイント数については、別紙に掲げるとおりとする。

### (認定更新の手続き)

第6条 認定の更新を希望する者は、次に掲げる様式を事務局へ提出するものとし、更新申請期間は認定有効期間の満了日の1年前から認定有効期間の満了日までとする。

- 2 全国デイ・ケア協会認定管理者 更新申請書 (様式3)
- 3 就業証明書 (様式2)
- 4 認定管理者研修会修了証 (コピー可)
- 5 ポイント取得を証明する書類 (研究大会、研修会の領収証また参加証、講師依頼書等)

### (要綱細則の改定)

第7条 本要綱細則の改定に関する事項は、理事会の議または、会長の決するところにする。

### (附則)

本要綱細則は、平成28年10月25日から施行する。